置による中圧以上のガスの供給に係る設備の監視及び制御を一元的に行う機能に直接の支障を生ずるもの
イ　当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー
ロ　イに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他のソフトウェア
九　第一条第七号に掲げる装置　次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該装置による中圧以上のガスの供給に係る設備の監視及び制御を一元的に行う機能に直接の支障を生ずるもの
イ　当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー
ロ　イに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他のソフトウェア
十　第一条第八号に掲げる装置　次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該装置による液化ガスの受入れ及び貯蔵並びにガスの払出しに係る設備の監視及び制御を行う機能に直接の支障を生ずるもの
イ　当該監視又は当該制御を行う機能を有するサーバー
ロ　液化ガス貯蔵設備監視制御装置、ガス発生設備監視制御装置その他の同号に掲げる装置を構成し、当該監視及び当該制御を行う機能を有する装置
ハ　イ又はロに係るアプリケーション、オペレーティングシステムその他のソフトウェア
十一　第一条第九号に掲げる装置　次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該装置による石油蒸留設備の監視及び制御を行う機能に直接の支障を生ずるもの
イ　当該監視及び制御を行うための演算処理装置
ロ　イに係るアプリケーションその他のソフトウェア
十二　第一条第十号に掲げる装置　次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該装置による石油ガスの受入れ、貯蔵及び払出しに係る設備の監視及び制御を行う機能に直接の支障を生ずるもの
イ　当該監視及び制御を行うための演算処理装置
ロ　イに係るアプリケーションその他のソフトウェア
十三　第一条第十一号に掲げる情報処理システム　次に掲げるものその他の設備、機器、装置又はプログラムのうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該情報処理システムによる同号イからヘまでに掲げる機能に係る業務の遂行に直接の支障を生ずるもの
イ　業務アプリケーション
ロ　オペレーティングシステム
ハ　ミドルウェア
ニ　サーバー
（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　構成設備の種類、名称及び機能
二　構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）

［新設］